

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
個人信用情報の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構における審査のために個人信用情報を取得するものである。一般社団法人全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できるのは一般社団法人全国銀行協会しか存在しないため、唯一の契約相手方である同協会と随意契約したものである。	68,205,450	照会費用 294円/件ほか	100.00%	0	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
個人信用情報の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田多町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構における審査のために個人信用情報を取得するものである。消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できる個人信用情報機関で、機構に加盟資格があるのは、株式会社日本信用情報機構のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。	22,019,288	照会費用 94.5円/件ほか	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	日本司法書士会連合会 東京都新宿区本塩町9-3	会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。	118,020,000	420円/件	100.00%	-	本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務である。すべての司法書士と迅速かつ緊密な連携がとれるのは司法書士の入会が義務付けられている司法書士会(司法書士法第57条)のみであり、同社と随意契約したものである。	19	
ALMリスク分析システムに係る基本保守等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構のALMリスク分析を行うためのシステムの使用許諾及び保守の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	7,637,963	7,087,500	92.79%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
ALMリスク分析に係る運用支援業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの期限前償還予測を精緻化するために平成20年度に構築した新时期前償還モデル及び当該モデルを用いたキャッシュフロー展開に係る運用支援業務を委託するものである。 当該モデルに係る著作権は同社に帰属しており他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	5,853,540	5,292,000	90.41%	-	本期限前償還モデルに係る著作権は同社に帰属しており、他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
総合住宅ローンシミュレーションの保守	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	スマセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構HPに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの保守業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。	1,436,400	1,436,400	100.00%	-	本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
地域・経済データに係るデータベースの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	日経メディアマーケティング株式会社 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構の営業推進、事業運営に資する地域別データベースの構築に必要な情報サービスの提供を受けるものである。機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域(土地・人口・世帯、就業構造、県民経済計算、所得・労働力調査、事業社数、金融、生活・文化、住宅着工、地価など)の調査分析を、同社から提供されるデータにより行っており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	2,874,900	パッケージ料金 204,750円/月ほか	100.00%	-	機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域の調査分析を、同社から提供されるデータにより行っており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社との随意契約によらざるを得ないものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	トムソン・ロイター・マーケティング株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。	9,939,024	9,464,796	95.23%	-	機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	トムソン・ロイター・マーケティング株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要がある、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	2,026,080	2,026,080	100.00%	-	機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要がある、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	ブルームバーグ・エネルギー・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	8,752,275	8,752,275	100.00%	-	機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要がある、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	財団法人民事法務協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	2,020,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	0	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同協会との随意契約によらざるを得ないものである。	12	
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	ケネディクス不動産投資法人 東京都港区新橋2-2-9	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	那覇新都心株式会社 沖縄県那覇市おもろまち1-3-31	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	広島八谷建設株式会社 広島県広島市西区楠木町4-19-7	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,392,000	1,392,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	広島八谷建設株式会社 広島県広島市西区楠木町4-19-7	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,392,000	1,392,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	有限会社かねしょう 静岡県掛川市大池789	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	内野建設株式会社 東京都練馬区豊玉北5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,556,000	2,556,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,820,000	2,820,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,544,000	2,544,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	275,688,276	275,688,276	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	4,244,008	4,244,008	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
平成22年度決算の退職給付債務の計算の委託	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	中央三井アセット信託銀行株式会社 東京都港区芝3-23-1	会計規程第25条第1項 本件は、年度決算の貸借対照表に退職給付引当金を計上するために必要な退職給付債務の計算を委託するものである。 退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫厚生年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫厚生年金基金しかない。公庫厚生年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫厚生年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託するしかできないため、同社と随意契約したものである。	1,148,962	1,148,962	100.00%	-	退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫厚生年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫厚生年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫厚生年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託するしかできないため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都中央区新富1-7-4	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成23年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。	86,885,221	86,885,221	100.00%	-	本店ビルのある地区において当該熱需給供給を行う事業者は、同社のみであることから随意契約によらざるを得ないものである。	8	
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行するために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	4,545,450	4,540,200	99.88%	-	機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから、同社と随意契約したものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便振替用紙による振込手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 機構団体信用生命保険特約制度を利用する顧客との間の約款において、特約料の払込方法を預金口座振替又は郵便振替と定めている。郵便振替のサービスを提供しているのは株式会社ゆうちょ銀行のみであることから、同社と随意契約したものである。	4,182,400	120円/件ほか	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
ファームバンキング利用に係る振込手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区神田鍛冶町3-6-3	会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。機構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑制し、安定的に資金決済を実施することが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、機構の信用力の低下及びそれに伴う資金調達コストの上昇を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、同社と随意契約したものである。	44,982,735	振込手数料 157.5円/件ほか	100.00%	-	資金決済において、決済デフォルトを引き起こした場合、信用失墜を招き、機構の経営及び事業継続に重大な影響を及ぼすものである。このため、資金決済業務の不安定化リスク排除のため、独法移行後これまで安定的に資金決済業務を取り扱っている同行との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
ガス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区湾岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,433,643	1,433,643	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
水道	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、東京都水道局と随意契約したものである。	9,290,767	9,290,767	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
個人信用情報利用に係る通信回線利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田多町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、株式会社日本信用情報機構の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。	2,268,000	2,268,000	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
個人信用情報利用に係る通信回線利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、一般社団法人全国銀行協会の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。	1,242,432	735円/回線 ほか	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
後納郵便	契約担当役 北川泉 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	3,431,045	3,431,045	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
後納郵便	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	7,123,620	7,123,620	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
後納郵便	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中千種区新栄3-20-16	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	4,461,570	4,461,570	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
水道	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中千種区新栄3-20-16	平成23年4月1日	名古屋市上下水道局 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、名古屋市上下水道局と随意契約したものである。	1,157,774	1,157,774	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中千種区新栄3-20-16	平成23年4月1日	東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市中千種区桜田町19-18	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	2,090,657	2,090,657	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。		8
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	14,342,825	14,342,825	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	2,027,930	2,027,930	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	5,378,340	5,378,340	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
事務所等賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	30,000,000	賃料 1,667,746円/月 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	関電不動産株式会社 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	3,700,000	賃料 211,756円/月 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所清掃	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	ファースト・ファシリティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所ビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	6,715,020	6,715,020	100.00%	-	契約相手方が、賃貸人と締結した基本協定書、建物維持管理協定書等に基づき、共用部分や他社の持分を含む事務所ビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		19
事務所清掃	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,950,000	清掃費 156,345円/月 ほか	100.00%	-	契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		19
登記情報サービスの利用	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,300,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	0	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同協会との随意契約によらざるを得ないものである。		12
登記情報サービスの利用	契約担当役 小柳賛平 広島県広島市中区基町8-3	平成23年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,149,480	利用料金 397円/件ほか	100.00%	0	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同協会との随意契約によらざるを得ないものである。		12
後納郵便	契約担当役 小柳賛平 広島県広島市中区基町8-3	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約したものである。	2,611,405	2,611,405	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかいないため随意契約によらざるを得ないものである。		9

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	3,726,230	3,726,230	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	8,996,715	8,996,715	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
事務所等賃貸借	契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	2,129,400	2,129,400	100.00%	-	すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。		5
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月4日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,032,270	1,032,270	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月5日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,155,000	1,155,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成23年4月6日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,482,000	1,482,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月8日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,516,500	10,516,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成23年4月14日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,270,290	1,270,290	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
フリーダイヤル利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月28日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、東日本大震災の発生に伴い、被災されたお客様からの電話相談を行うための契約である。 大震災に伴い急増した被災されたお客様からの電話相談を受けるためのフリーダイヤル契約の締結にあたり、現契約先以外と契約した場合、回線工事期間中はフリーダイヤルを利用できず被災者支援の業務に支障を来すため、緊急対応として現契約先と随意契約したものである。	6,208,047	利用料金 36,247円/月ほか	100.00%	-	東日本大震災に伴い急増した被災されたお客様からの電話相談を受けるためのフリーダイヤル契約の締結にあたり、現契約先以外と契約した場合、回線工事期間中はフリーダイヤルを利用できず被災者支援の業務に支障を来すため、現契約先との随意契約によらざるを得ないものである。		13
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年5月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,564,600	9,564,600	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年5月12日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,094,400	1,094,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
公庫名から機構名への抵当権移転登記に係る司法書士報酬支払業務用会計ソフトの改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年5月23日	株式会社ケーエスピー 神奈川県川崎市川崎区渡田1-9-14	会計規程第25条第1項 本件は、OSの変更に伴い、司法書士報酬支払データ作成ソフト(PAYS)のプログラムの改修業務を委託するものである。司法書士報酬支払データ作成ソフト(PAYS)は、同社が著作権を有するソフトであり、プログラム情報は他に公開されていないことから、本ソフトに係るプログラムの改修を実施できるのは同社のみであるため随意契約したものである。	1,795,605	1,680,000	93.56%	-	司法書士報酬支払データ作成ソフトは、同社が著作権を有するソフトであり、プログラム情報は他に公開されていないことから、本ソフトに係るプログラムの改修を実施できるのは同社のみであるため随意契約によらざるをえないものである。		1
機構本体格付の付与に係る年間手数料	理事長 戸内信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月1日	ムーディーズ・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1	会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、民間金融機関が住宅ローンを証券化し、機構がそれに対して保証を行うものであり、その際、債務保証を行う機構についての本体格付が必要となるが、その格付会社は当該民間金融機関が発行する保証型MBSの格付を行った者と同じである必要があるため、当該民間金融機関が選定した同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付を行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要であることから、金融機関が選定した同社との随意契約によらざるをえないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月2日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,604,500	9,604,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成23年6月7日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,482,000	1,482,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,738,500	1,738,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
文書管理システムの改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月20日	ココヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35	会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	5,161,000	3,990,000	77.31%	-	本システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年6月20日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,210,000	1,210,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
事務リスク管理システムの改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月22日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	会計規程第25条第1項 事務リスク管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	4,764,060	4,725,000	99.18%	-	事務リスク管理システムは、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
資産自己査定システムの改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年6月28日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	会計規程第25条第1項 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	58,379,000	58,377,900	100.00%	-	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成23年6月30日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,227,600	1,227,600	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成23年9月末時点の情報に基づき作成。